

現 行	改 正 後
<p>2. 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行</p> <p>2-1 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応</p> <p>2-1-1 子銀行の事業親会社からの独立性確保の観点 (略)</p> <p>2-1-2 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点 (略)</p> <p>2-1-3 <u>事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点</u></p> <p>(1) <u>基本的考え方</u> 顧客の個人情報の保護は、一般に、銀行が適切な業務運営を営む上で必須の事項であるが、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー(相乗)効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、現在、関係省庁等において、個人情報保護法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服することになるが、当面、監督当局としては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(2) <u>免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項</u></p> <p>a. <u>免許審査において確認すべき事項</u> 子銀行において、顧客の個人情報の保護のための方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。</p>	<p>2. 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行</p> <p>2-1 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応</p> <p>2-1-1 子銀行の事業親会社からの独立性確保の観点 (略)</p> <p>2-1-2 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点 (略)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>b. 免許後の監督において留意すべき事項</u> <u>免許付与後、顧客の個人情報の保護のための方策を確実に履行しているかどうかについて、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。</u></p> <p>2-1-4 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理 や収益性の観点 (略)</p> <p>2-1-5 友人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に 行う場合の顧客保護等の観点 (略)</p> <p>2-2 既存銀行等への適用 上記2-1に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が 買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する場合やイン ターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督に においても、基本的に適用することとする。 また、上記2-1-1～2-1-3に掲げた免許審査・監督上の留意点 は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用 することとする。</p>	<p>2-1-3 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理 や収益性の観点 (略)</p> <p>2-1-4 友人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に 行う場合の顧客保護等の観点 (略)</p> <p>2-2 既存銀行等への適用 上記2-1に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が 買収した場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持 つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。 また、上記2-1-1及び2-1-2に掲げた免許審査・監督上の留意 点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適 用することとする。</p>